

昭和二十五年法律第七十九号

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会並びに参議院合同選挙区選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国会議員の選挙等」とは、国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票をいう。

2 この法律において「大都市」とは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいい、「区」とは、大都市の区及び総合区並びに都の特別区をいう。

3 この法律において「平日」とは、休日以外の日をいい、「休日」とは、地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日をいう。

4 この法律において「認定出先機関」とは、支庁及び地方事務所以外の都道府県の出先機関のうち、そこで国会議員の選挙等の執行に関する事務が行われるもので、総務大臣が当該事務の処理に要する経費を交付する必要があると認定したものをいう。

(経費の基準の算定)

第三条 国会議員の選挙等の執行経費の基準は、次に掲げる経費の種目について定める。

- 一 投票所経費
二 共通投票所経費
三 期日前投票所経費
四 開票所経費
五 選挙会経費及び選挙分会経費
六 選挙公報発行費
七 候補者氏名等掲示費
八 ポスター掲示場費
九 演説会施設公営費
十 新聞広告公営費
十一 政見放送公営費及び経歴放送公営費
十二 選挙運動用自動車使用公営費
十三 通常葉書作成公営費
十四 ビラ作成公営費
十五 選挙事務所立札及び看板の類作成公営費

Table with columns for election district size (投票区の選挙人の数), day type (投票日), and location (区市町村). Rows 16-21 list various expenses like vehicle use, posters, and special election expenses.

Table with columns for election district size, day type, and location. Rows 22-27 list expenses for election management, including staff, materials, and administrative costs.

Table with columns for election district size, day type, and location. Rows 28-33 list expenses for election administration, including staff, materials, and administrative costs.

4 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

投票区の人 の数の 選挙	区市町村		平日	休日
	村	市		
五百人以上	円	円	円	円
二百人以上	円	円	円	円
五十人以上	円	円	円	円
二十人以上	円	円	円	円
十人以上	円	円	円	円
五人以上	円	円	円	円
一人以上	円	円	円	円

5 参議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票区の人 の数の 選挙	区市町村		平日	休日
	村	市		
五百人以上	円	円	円	円
二百人以上	円	円	円	円
五十人以上	円	円	円	円
二十人以上	円	円	円	円
十人以上	円	円	円	円
五人以上	円	円	円	円
一人以上	円	円	円	円

6 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票区の人 の数の 選挙	区市町村		平日	休日
	村	市		
五百人以上	円	円	円	円
二百人以上	円	円	円	円
五十人以上	円	円	円	円
二十人以上	円	円	円	円
十人以上	円	円	円	円
五人以上	円	円	円	円
一人以上	円	円	円	円

7 第五項の投票所で、公職選挙法第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の第十四条に規定する投票管理者及び投票立会人に要する費用並びに当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

投票区の人 の数の 選挙	区市町村		平日	休日
	村	市		
五百人以上	円	円	円	円
二百人以上	円	円	円	円
五十人以上	円	円	円	円
二十人以上	円	円	円	円
十人以上	円	円	円	円
五人以上	円	円	円	円
一人以上	円	円	円	円

8 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間

につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

Table with columns for election district (投票区), day type (平日/休日), and population (人数). Rows include categories like '区市町村' and '投票区の数'.

9 投票が平日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。

Table with columns for population (人数) and election district (投票区). Rows include categories like '区市町村' and '投票区の数'.

Table with columns for population (人数) and election district (投票区). Rows include categories like '区市町村' and '投票区の数'.

10 投票が休日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。

だし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げたもの又は閉じる時刻を繰り下げたものについては、投票を行わせる日ごと当該期日前投票所を開いている時間が十一時間三十分を超える時間一時間につき、二千六百五十三円を加算する。

3 期日前投票所については、当該期日前投票所を設けた市区町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間外において投票を行わせる場合には、当該期日前投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として総務大臣が定める額を加算する。

4 期日前投票所が市町村（特別区を含む。）の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。

5 市区町村の選挙管理委員会が自動車を期日前投票所の全部又は一部として使用した場合には、当該自動車の使用に要する費用として総務大臣が定める額を加算する。

6 市区町村の選挙管理委員会が期日前投票所の事務を行うための設備（次項に規定する電子情報処理組織を除く。以下この項において同じ。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

7 市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿若しくはその抄本又は在外選挙人名簿若しくはその抄本の対照に使用するために、当該市区町村の選挙管理委員会及び期日前投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を加算する。

8 市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する期日前投票所までの交通手段の提供について費用を要した場合においては、当該費用として総務大臣が定める額を加算する。

（開票所経費）

第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票の翌日	平日	休日
開票区の数	円	円
千人未満	二四六、〇四二五〇、二二二	〇
千人以上	四	〇
千人未満	三五一、二五三五七、七七	九
千人以上	四	九
千人未満	四六五、八五四七四、七二	四
千人以上	〇	四
千人未満	五七一、四六五八二、六九	〇
千人以上	七	〇
千人未満	六八六、四二七〇〇、〇〇	一
千人以上	九	一
千人未満	七九一、六九八〇七、六一	五
千人以上	四	五
千人未満	九二九、八八九四八、六七	二
千人以上	二	四
千人未満	一、〇九九、一、一一一、	九五一
千人以上	五〇五	一、二六四、
千人未満	一、二四〇、	七三八
千人以上	四六五	一、二六四、

2 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票の翌日	平日	休日
開票区の数	円	円
千人未満	一八一、二二一八五、四〇	八
千人以上	二	八
千人未満	二八三、一七二八九、七〇	〇
千人以上	五	〇
千人未満	三八五、一一三九三、九九	二
千人以上	八	二
千人未満	四八七、〇六四九八、二八	四
千人以上	一	四
千人未満	五八九、〇〇六〇二、五七	六
千人以上	四	六
千人未満	六九〇、九四七〇六、八六	七
千人以上	七	八
千人未満	八一五、五四八三四、三三	六
千人以上	四	六
千人未満	九七四、一二九九六、五六	八
千人以上	二	八
千人未満	一、〇五三、一、〇七七、	六八四
千人以上	四一一	六八四

3 衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票の翌日	平日	休日
開票区の数	円	円
千人未満	二五四、四二二五八、五八	八
千人以上	二	八
千人未満	三六四、三二三七〇、八五	四
千人以上	九	四
千人未満	四八三、六三九四二、五〇	六
千人以上	二	六
千人未満	五九三、九五六〇五、一七	九
千人以上	六	九
千人未満	七一三、六二七二七、一九	七
千人以上	五	七
千人未満	八二三、五九八三九、五一	八
千人以上	七	八
千人未満	九六七、五三九八六、三三	〇
千人以上	八	〇
千人未満	一、一四四、一、一六六、	九二九
千人以上	一、二八九、一、三一一、	三七七
千人以上	一〇四	三七七

5 衆議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票日	平日	休日
開票区の数	円	円
千人未満	六四、八一二三四、一八	八
千人以上	二	八
千人未満	六八、〇七三三二、七二	九
千人以上	九	九
千人未満	八〇、七三四四〇、六五	六
千人以上	二	六
千人未満	八四、四〇五三九、六〇	四
千人以上	六	四
千人未満	九七、四二六四七、八九	七
千人以上	五	七
千人未満	一〇〇、七七四六、四九	三
千人以上	四七	三
千人未満	一一四、三八七六、五三	〇
千人以上	三八	〇
千人未満	一二五、三一、〇三五、	七九九
千人以上	八三	七九九
千人以上	一八七、〇一一、一七一、	五五二
千人以上	五四	五五二

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の数	金額
千人未満	円
千人以上	一六九、三七六
千人未満	二六四、六五〇
千人以上	二
千人未満	三五九、九二四
千人以上	三
千人未満	四五五、一九八
千人以上	四
千人未満	五五〇、四七二
千人以上	五
千人未満	六四五、七四六
千人以上	六

投票の翌日 平日 休日

7 参議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票の翌日	平日	休日
開票区の選挙人の数	円	円
千人未満	二四六、〇四二五〇、二二	〇
千人以上	三五一、二五三五七、七七	九
千人未満	四	四
千人以上	四六五、八五四七四、七二	四
千人未満	〇	〇
千人以上	五七一、四六五八二、六九	四
千人未満	七	七
千人以上	五七二、四二七〇〇、〇〇	七
千人未満	六八六、四二七〇〇、〇〇	七
千人以上	九	九
千人未満	七九一、六九八〇七、六一	九
千人以上	四	四
千人未満	九二九、八八九四八、六七	五
千人以上	二	二
千人未満	一、〇九九、一、一一一、	四
千人以上	一、〇九九、一、一一一、	四
千人未満	五〇五	九五一
千人以上	一、二四〇、一、二六四、	七三八
千人未満	四六五	七三八
投票の翌日	平日	休日
開票区の選挙人の数	円	円
千人未満	一八一、二三一八五、四〇	八
千人以上	二八三、一七二八九、七〇	二
千人未満	五	〇
千人以上	三八五、一一三九三、九九	二
千人未満	八	二
千人以上	四八七、〇六四九八、二八	四
千人未満	一	四

9 参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票の翌日	平日	休日
開票区の選挙人の数	円	円
千人未満	二五四、四二二五八、五八	八
千人以上	二	二
千人未満	三六四、三二三七〇、八五	九
千人以上	四八三、六三三九二、五〇	四
千人未満	二	二
千人以上	四八三、六三三九二、五〇	四
千人未満	二	二
千人以上	五九三、九五六〇五、一七	六
千人未満	五	五
千人以上	七三三、六二七二七、一九	七
千人未満	八二二、五九八三九、五一	八
千人以上	七	七
千人未満	九六七、五三九八六、三三	八
千人以上	八	八
千人未満	一、一四四、一、一六六、	九
千人以上	四八三	九二九
投票の翌日	平日	休日
開票区の選挙人の数	円	円
千人未満	一八九、六〇一九三、七七	六
千人以上	〇	〇
千人未満	二九六、二五三〇二、七七	五
千人以上	〇	〇

11 参議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票日	平日	休日
開票区の選挙人の数	円	円
千人未満	六四、八一三三四、一八	八
千人以上	二	二
千人未満	六八、〇七三三二、七二	九
千人以上	八〇、七三四四〇、六五	六
千人未満	八四、四〇五三九、六〇	六
千人以上	九七、四二六四七、八九	七
千人未満	一〇〇、七七四六、四九	七
千人以上	四七	三
千人未満	一一四、三八七六、五三	三
千人以上	三八	〇
千人未満	一二五、三一、〇三五、	〇
千人以上	八三	七九九
投票の翌日	平日	休日
開票区の選挙人の数	金額	金額
千人未満	一六九、三七六	一六九、三七六

13 第四条第九項及び第十項の規定は第五項及び第十一項の開票所の事務に従事する者の超過勤務手当に、同条第十二項の規定は第一項、第三項、第五項、第七項、第九項及び第十一項の開票所の燃料費に、それぞれ準用する。

14 市の開票所が都道府県庁所在地に設けられたもの又は町村の開票所が都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関所在地に設けられたものについては、旅費及び通信費の不要分として、四千九十一円を減額する。

15 市の開票所が都道府県庁の所在地から、町村の開票所が都道府県の支庁、地方事務所又は認定出先機関からそれぞれ十キロメートル以上離れた地に設けられた場合には、特に要する旅費及び通信費を加算する。

16 開票所が市町村（特別区を含む。）の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。

17 市区町村の選挙管理委員会が開票所の事務を行うための設備（次項に規定する機器等を除く。以下この項において同じ。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

18 市区町村の選挙管理委員会が専ら開票所の事務を行うための機器等を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

19 選挙人の数が三万人以上の開票区の開票所については、第一項から第十五項までの規定によ

千人以上	二六四、六五〇
千人未満	二六四、六五〇
千人以上	三五九、九二四
千人未満	三五九、九二四
千人以上	四五五、一九八
千人未満	四五五、一九八
千人以上	五五〇、四七二
千人未満	五五〇、四七二
千人以上	六四五、七四六
千人未満	六四五、七四六
千人以上	七六二、一九二
千人未満	七六二、一九二
千人以上	九一〇、三九六
千人未満	九一〇、三九六
千人以上	九八四、四九八
千人未満	九八四、四九八

つて計算した開票所経費の基準額に三万人を超える数一万人ごとに百分の十五を乗じて得た額を加算する。

第六條 選挙会経費及び選挙分会経費

第六條 選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

Table with 2 columns: 選挙会又は選挙分会 (Election Committee or Election Sub-committee) and 金額 (Amount). Rows include 衆議院小選挙区選出議員選挙会 (649,000 yen), 衆議院比例代表選出議員選挙分会 (1,160,000 yen), etc.

2 政令で定める地域における選挙会又は選挙分会

2 政令で定める地域における選挙会又は選挙分会については、衆議院小選挙区選出議員選挙会に於ては四十二万八千八百八円、衆議院比例代表選出議員選挙分会に於ては六十万八千八百九十三円、参議院選挙区選出議員選挙会(参議院合同選挙区選挙)に於ては、参議院選挙区選出議員選挙分会(参議院比例代表選出議員選挙分会)及び参議院比例代表選出議員選挙分会に於ては百七十三万五千三百五十二円、参議院選挙区選出議員選挙会(参議院合同選挙区選挙)に係るものに限る。)

3 選挙会又は選挙分会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、燃料費として、三万二千六百七十円を加算する。

又、寒冷地手当を支給する地域における選挙会又は選挙分会については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては五万七千四百九十九円、二級地にあつては五万五千八百六十六円、四級地にあつては四万五千八百五十五円をそれぞれ加算するものとする。

第七條 選挙公報発行費

第七條 選挙公報発行費の基本額は、次の表に掲げる額に当該道府県の世帯数を乗じて得た額とする。

Table with 4 columns: 選挙 (Election), 衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙 (House of Representatives Small District Election or Senate Proportional Representation Election), 衆議院比例代表選出議員選挙 (House of Representatives Proportional Representation Election), 金額 (Amount). Rows are categorized by population size (e.g., 一三十万未満, 一三十万以上).

3 都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市役所が都道府県庁から、町村役場先機関から、それぞれ十キロメートル以上離れた地にある場合には、特に要する通信費を加算する。

4 人口密度が希薄なために選挙公報の配布に特別に経費を要する町村については、総務大臣が定めた額を加算する。

第八條 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等掲示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げるとおりとする。

Table with 2 columns: 候補者数 (Number of Candidates) and 金額 (Amount). Rows include 十四人未満 (14,000 yen), 十四人以上二十七日未満 (42,000 yen), etc.

一の投票区の前項の規定による基本額に相当する額とし、衆議院比例代表選出議員の選挙における共通投票所の候補者氏名等掲示費の基本額は、一の共通投票所について一の投票区の前項の規定による基本額に相当する額とし、参議院比例代表選出議員の選挙における共通投票所の候補者氏名等掲示費の基本額は、一の共通投票所について一の投票区の前項の規定による基本額に相当する額とする。

五人する。)を超える場合には、当該乗じて得た数)が十三以上の掲示場については、十三を超える数四ごとに三千三百円を加算した額)とする。ただし、その構造が特別のものであること、当該選挙に際し新設されたものでないこと等の事情がある掲示場について、総務大臣があらかじめ特別の額を定めた場合には、当該掲示場については、当該額とする。

区市町村区画数	市	町村
九未満	円	円
一四、八五三、七五二、六五〇		
九以上	一八、一五七、〇五一、九五〇	
十三未満	〇	
十三以上	二一、四五二〇、三五一九、二五〇〇	

第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開催の時	金額
平日昼間(午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。)	九、五六三
夜間(午後五時三十分から午前八時二六、〇時三十分までをいうものとする。)	一一一
休日	二七、三一九

2 演説会場が政令で定める地域にある場合において、演説会が平日の夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千三百三十七円、休日にあつては一万七千六百四十五円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

3 演説会を夜間に開催する場合において臨時に電球の取付けを必要とするときは、演説会場の施設の面積が百六十五平方メートル未満のものにあつては七十三円、百六十五平方メートル以上三百三十平方メートル未満のものにあつては百五十四円、三百三十平方メートル以上四百九十五平方メートル未満のものにあつては百五十四円、四百九十五平方メートル以上のものにあつては二百六十四円をそれぞれ加算する。

4 前項の場合において配線の必要があるときは、四百四十四円を加算する。ただし、当該演

説会が開催される建物に電灯設備があり、かつ、その場所を使用する集会において臨時に電灯施設の取付けをすることを例とする場合に限るものとする。

5 拡声機の設備がある演説会場又はその場所を使用する集会において臨時に拡声機の取付けをすることを例とする演説会場において拡声機を使用して演説会を開催するときは、その拡声機の使用料として五百五十円を加算する。

6 演説会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、燃料費として、四百三十六円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における演説会場については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては八百七十二円、二級地にあつては七百六十七円、三級地にあつては七百四十六円、四級地にあつては六百二十二円をそれぞれ加算するものとする。

7 演説会場の施設について使用料の定めがある場合において、その料金が演説会開催のために必要な施設の費用を含むときは、その料金の額を基本額とする。

第十条 削除

第十一条 (新聞広告公営費等)
衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の新聞広告、政見放送及び経歴放送、選挙運動用自動車の使用、通常葉書の作成、ビラの作成、選挙事務所立札及び看板の類の作成、選挙運動用自動車又は船舶の立札及び看板の類の作成、ポスターの作成並びに個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営に要する経費は、総務大臣が定める。

第十二条 削除

第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費(啓発宣伝の経費を含む)の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、都道府県の選挙管理委員会、選挙人の数若しくは世帯数、投票所の数若しくは開票所の数又は地域等について特別の事情がある市区町村については、総務大臣と協議して別に基本額を定めることができる。

区分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
----	---------	---------

都道府県	円	円
選挙人の数が五十一八、〇四一三、七五万人未満のもの	五、八〇二五、五九七	
選挙人の数が五十二一、九三二一、六四七人以上七十五万、九九七一、七六七人未満のもの		
選挙人の数が七十二五、五九一九、四二五万人以上百万人六、一五七八、三三二		
選挙人の数が百万二八、二四二一、三〇		
選挙人の数が百万二五、五一九四、八〇九		
選挙人の数が百万二二、二二二四、三八		
選挙人の数が百万五三七、八八二八、七七		
選挙人の数が百万七、〇二二九、〇〇五		
選挙人の数が百万四、八六三五、四三		
選挙人の数が百万五、〇六二〇、九六〇		
選挙人の数が百万五、〇二七三、八七		
選挙人の数が百万五、〇五一五、六六六		
選挙人の数が百万七、四、九二五、三九		
選挙人の数が百万七、〇八三一、五二八		
選挙人の数が百万四、八七三、八二		
選挙人の数が百万五、〇二九、五七三		
選挙人の数が百万五、八二、〇三		
選挙人の数が百万三、〇八、三〇		
選挙人の数が百万八、二〇二五		
選挙人の数が百万三、九一九五、三九六		
選挙人の数が百万六、八八五、〇一二		
選挙人の数が百万九、五三八、六八		
選挙人の数が百万四、九四七九、七五八		
選挙人の数が百万七、三三〇、八八		
選挙人の数が百万一、九七六三、四五四		
選挙人の数が百万三、一八二、八一		
選挙人の数が百万五、五四三三、二〇八		

区市町村	円	円
選挙人の数が三万四、三九三、九三		
選挙人の数が三万〇、九六三六、五三一		
選挙人の数が三万六、八一六、一六		
選挙人の数が三万九、五五六一、一二四		
選挙人の数が三万九、八二八、九五		
選挙人の数が三万四、五三九九、一四五		
選挙人の数が三万五、五二九、三二		
選挙人の数が三万二、二九一一、三二		
選挙人の数が三万一、四四五六、七四一		
選挙人の数が三万二、二六九、三		
選挙人の数が三万三、三二		
選挙人の数が三万三、八三〇三、三		
選挙人の数が三万二、二六		
選挙人の数が三万五、七三、二四八三、一		
選挙人の数が三万三、六一		
選挙人の数が三万一、〇六八七六、三		
選挙人の数が三万二、九二五八〇		
選挙人の数が三万五、六一、六二一、三七		
選挙人の数が三万七、四五八、四四五		
選挙人の数が三万六、六一、七七		
選挙人の数が三万三、三三五一、八三七		
選挙人の数が三万二、四九二、一五		
選挙人の数が三万五、一四三七、七八一		
選挙人の数が三万九、五二九七、五四五		
選挙人の数が三万六、五七七		
選挙人の数が三万五、九五		

市	選挙人の数が五万人以上七十五万人未満のもの	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	選挙人の数が二万人以上三万人未満のもの	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	選挙人の数が七千人以上一万人未満のもの	選挙人の数が六千人以上七千人未満のもの	選挙人の数が五千人以上六千人未満のもの	選挙人の数が四千人以上五千人以上未満のもの	選挙人の数が三千人以上四千人未満のもの	選挙人の数が二千人以上三千人以上未満のもの	選挙人の数が千人以上二千人以上未満のもの	選挙人の数が五百人以上千人以上未満のもの	選挙人の数が二百人以上五百人以上未満のもの	選挙人の数が五十人以上二百人以上未満のもの	選挙人の数が二十人以上五十人以上未満のもの	選挙人の数が十人以上二十人以上未満のもの	選挙人の数が五人以上十人以上未満のもの	選挙人の数が三人以上五人以上未満のもの	選挙人の数が二人以上三人未満のもの	選挙人の数が一人以上二人未満のもの
	九、三〇三七、三三六、四〇二	二、八八九	三、五五三、二二八	四、〇三五三、二二八	五、二八二、〇九七	六、四七三、〇四七	七、五八二	八、七二一	九、八六二	一〇、〇〇一	一一、一四〇	一二、二七九	一三、四一八	一四、五五七	一五、六九六	一六、八三五	一七、九九七	一八、一〇七	一九、二一七	二〇、三二七

区	選挙人の数が五十万人以上一百万人未満のもの	選挙人の数が三十万人以上五十万人未満のもの	選挙人の数が二十万人以上三十万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が七万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上七万人未満のもの	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	選挙人の数が二万人以上三万人未満のもの	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	選挙人の数が七千人以上一万人未満のもの	選挙人の数が六千人以上七千人未満のもの	選挙人の数が五千人以上六千人未満のもの	選挙人の数が四千人以上五千人以上未満のもの	選挙人の数が三千人以上四千人未満のもの	選挙人の数が二千人以上三千人以上未満のもの	選挙人の数が千人以上二千人以上未満のもの	選挙人の数が五百人以上千人以上未満のもの	選挙人の数が二百人以上五百人以上未満のもの	選挙人の数が五十人以上二百人以上未満のもの
	二、一三五、一五〇	三、二八二	四、四一九	五、六一六	六、七四三	七、八七〇	八、九九七	九、一二四	一〇、二五一	一一、三五八	一二、四八五	一三、六一二	一四、七三九	一五、八六六	一六、九九三	一七、一二〇	一八、二四七	一九、三七四	二〇、五〇一	二一、六二八

市	選挙人の数が五十万人以上一百万人未満のもの	選挙人の数が三十万人以上五十万人未満のもの	選挙人の数が二十万人以上三十万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が七万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上七万人未満のもの	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	選挙人の数が二万人以上三万人未満のもの	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	選挙人の数が七千人以上一万人未満のもの	選挙人の数が六千人以上七千人未満のもの	選挙人の数が五千人以上六千人未満のもの	選挙人の数が四千人以上五千人以上未満のもの	選挙人の数が三千人以上四千人未満のもの	選挙人の数が二千人以上三千人以上未満のもの	選挙人の数が千人以上二千人以上未満のもの	選挙人の数が五百人以上千人以上未満のもの	選挙人の数が二百人以上五百人以上未満のもの	選挙人の数が五十人以上二百人以上未満のもの
	二、二八二、〇九七	三、四一九	四、六二六	五、七五三	六、八八〇	八、〇〇七	九、一三四	一〇、二六一	一一、三八八	一二、五一九	一三、七二六	一四、八五三	一五、九八〇	一七、一〇七	一八、二三四	一九、三六一	二〇、四六二	二一、五八九	二二、七一六	二三、八四三

4	選挙人が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、都道府県にあつては一万三千六百八十八円、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村にあつては六千五百三十四円をそれぞれ加算する。ただし、都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所、区役所又は町村役場が寒冷地手当を支給する地域にある場合には、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、次の表に掲げる額を加算するものとする。	都道府県、都道府県事務所若しくは認定出先機関又は市区町村	都道府県、都道府県事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
5	都道府県庁にあつては東京と、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所又は特別区の区役所にあつては都道府県庁と、大都市の区役所にあつては市役所と、町村役場にあつては都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関との間の旅費及び通信費で基本額に含まれるものは、距離に応じて増減することができる。	都道府県、都道府県事務所若しくは認定出先機関又は市区町村	都道府県、都道府県事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
6	支庁、地方事務所及び認定出先機関のない都道府県については、前各項の規定によつて計算した経費の基準額に百分の二十を乗じて得た額を加算する。	都道府県、都道府県事務所若しくは認定出先機関又は市区町村	都道府県、都道府県事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
7	選挙人の数が十五万人以上の市及び区については、第一項から第五項までの規定によつて計算した経費の基準額に十五万人を超える数五人ごとに百分の二十を乗じて得た額を加算する。	都道府県、都道府県事務所若しくは認定出先機関又は市区町村	都道府県、都道府県事務所若しくは認定出先機関又は市区町村

8 市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿又は在外選挙人名簿の抄本を作成する場合には、その作成に要する経費として、公職選挙法第二十二條第一項若しくは第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち国会議員の選挙等の期日の直前の日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数又は国会議員の選挙の期日の公示若しくは告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数に応じ総務大臣が定める額を加算する。

9 市区町村の選挙管理委員会が投票所入場券を郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二條第六項に規定する特定信書便事業者若しくは同條第九項に規定する特定信書便事業者による同條第二項に規定する信書便（以下この項において「信書便」という。）により送付する場合は市区町村の選挙管理委員会の委員長が公職選挙法第四十九條の規定による不在者投票若しくは同法第四十九條の二第一項第二号の規定による在外投票に関する書類を郵便若しくは信書便により送付する場合には、特に要する送付経費（同法第四十九條第二項の規定により行われる送付に要する経費を含む。）として総務大臣が定める額を加算する。

10 都道府県の選挙管理委員会が中央選挙管理会の所在地において公職選挙法第六十九條第二項の送付を受ける場合には、特に要する旅費を加算する。

11 市区町村の選挙管理委員会が公職選挙法第四十九條第七項から第九項までの規定による事務を行う場合には、当該事務に要する経費として総務大臣が定める額を加算する。

12 特に交通の不便な島について、総務大臣が都道府県又は市町村の選挙管理委員会において選挙事務のため船舶を借り上げる必要があると認める場合には、当該船舶の借上料を加算する。（不在者投票特別経費）

第十三條の二 公職選挙法第四十九條第一項の規定により不在者投票管理者（市区町村の選挙管理委員会の委員長たる不在者投票管理者を除く。次項及び第十八條において同じ。）の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、不在者投票をした選挙人一人について千七百三十円とする。

2 前項の規定による経費を除くほか、同項の不在者投票について、不在者投票管理者が市町村

の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要する経費の額は、一日につき一万九百円とする。

3 公職選挙法第四十九條第四項の規定により不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、総務大臣が定める額とする。

4 公職選挙法第四十九條第七項又は第九項の規定により不在者投票管理者の管理する場所（同項第二号に定める場所を含む。）において行われる不在者投票に要する経費の額は、これらの規定により市区町村の選挙管理委員会の委員長に投票をフアクシミリ装置を用いて送信するために要する通信料とする。

第十三條の三 在外選挙に要する経費の額は、公職選挙法第三十條の五第一項の規定による在外選挙人名簿の登録の申請をした者一人について二千四百九十九円（本籍地の市区町村の選挙管理委員会に当該申請をした者については、五百八十九円）とし、同條第四項の規定による同法第三十條の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転の申請をした者一人について千六百二十九円（本籍地の市区町村の選挙管理委員会に当該申請をした者については、千九百九十九円）とする。

第十四條 選挙長（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙にあつては選挙分会長、参議院合同選挙区選挙にあつては選挙長及び選挙分会長。以下この条において同じ。）投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人が職務のために要する費用の額は、次に掲げるとおりとする。

一 選挙長	一日につき	一万八千八百円
二 投票所の投票管	一日につき	一万二千八百円
三 共通投票所の投票管	一日につき	一万二千八百円
四 期日前投票所の投票管	一日につき	一万三千三百円
五 開票管理者	一日につき	一万八千八百円
六 投票所の投票立	一日につき	一万九百円
七 共通投票所の投票立会人	一日につき	一万九百円

八 期日前投票所の投票立会人

九 開票立会人

十 選挙立会人

11 選挙長が職務のため旅行するときの費用は、その額及び支給の方法は、総務大臣の定めるところによるものとする。

12 第一項の費用の額は、第四條から第六條までに規定する経費の基本額中に含めるものとする。

13 最高裁判所裁判官国民審査の経費（以下「国民審査」という。）に要する経費の額は、国民審査の審査分会の経費の額については、参議院選挙区選出議員の選挙会経費（公職選挙法第五條の六第一項に規定する合同選挙区都道府県にあつては、選挙分会経費）及び参議院比例代表選出議員の選挙分会経費の額の三分の一の額とし、審査公報発行費の額については、参議院選挙区選出議員の選挙公報発行費の額に準ずる額とし、裁判官氏名等揭示費の額については、国民審査に付される裁判官の数が一人の場合には、一投票区につき千六百二十四円とし、その数が一人を超える場合には、一人を増すごとに百七十四円を加算した額とする。

2 前項に規定する種目以外の国民審査に要する経費は、衆議院議員の総選挙の経費中に含めるものとする。

第十六條 日本国憲法第九十五條の規定による投票に要する経費の額は、投票が一又は二以上の市町村（特別区を含む。）の区域にわたつて行われる場合においては、第四條から第五條まで及び第十三條（第九項を除く。）の規定によつて算出した参議院議員選挙の執行に要する経費の額の二分の一に相当する額以内の額に同條第九項並びに第十三條の二第一項及び第二項の規定によつて算出した経費の額を算出した経費の額を加算した額とする。

第十七條 国会議員の再選挙及び補欠選挙並びに国民審査の再審査の執行に要する経費の額は、第四條から第九條まで、第十一條及び第十三條の三から第十五條までの規定によつて算出した経費の額と第十三條（第九項を除く。）の規定によつて算出した経費の額の三分の二に相当する額以内の額との合計額に同條第九項並びに第十三條の二第一項及び第二項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とする。

第十八條 総務大臣は、第四條から前条までの規定によつて算出した各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の区域内にある市区町村の選挙管理委員会において要する経費並びに不在者投票管理者において要する経費で予算をもつて定められたものを都道府県に交付し、都道府県は、当該都道府県の区域内にある市町村及び不在者投票管理者において要する経費として交付を受けた額を市町村及び不在者投票管理者に交付するものとする。

第十九條 災害又は避けることのできない事故の発生、感染症のまん延その他特別の事情によつて前項に規定する交付額をもつて国会議員の選挙等を執行することができない都道府県又は市町村に対しては、総務大臣は、同項の交付額の百分の五以内の額（総務大臣と財務大臣との協議が調つた場合には、百分の五を超える額）で別に予算をもつて定められたものの範囲内において、必要な経費を追加して交付することができる。

20 都道府県、市町村又は不在者投票管理者が前二項の規定による交付金をもつて実施すべき国

規定によつて算出した参議院議員選挙の執行に要する経費の額の、それぞれ二分の一に相当する額以内の額に同條第九項並びに第十三條の二第一項及び第二項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とする。

（再選挙等の経費）

第十七條 国会議員の再選挙及び補欠選挙並びに国民審査の再審査の執行に要する経費の額は、第四條から第九條まで、第十一條及び第十三條の三から第十五條までの規定によつて算出した経費の額と第十三條（第九項を除く。）の規定によつて算出した経費の額の三分の二に相当する額以内の額との合計額に同條第九項並びに第十三條の二第一項及び第二項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とする。

第十八條 総務大臣は、第四條から前条までの規定によつて算出した各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の区域内にある市区町村の選挙管理委員会において要する経費並びに不在者投票管理者において要する経費で予算をもつて定められたものを都道府県に交付し、都道府県は、当該都道府県の区域内にある市町村及び不在者投票管理者において要する経費として交付を受けた額を市町村及び不在者投票管理者に交付するものとする。

第十九條 災害又は避けることのできない事故の発生、感染症のまん延その他特別の事情によつて前項に規定する交付額をもつて国会議員の選挙等を執行することができない都道府県又は市町村に対しては、総務大臣は、同項の交付額の百分の五以内の額（総務大臣と財務大臣との協議が調つた場合には、百分の五を超える額）で別に予算をもつて定められたものの範囲内において、必要な経費を追加して交付することができる。

20 都道府県、市町村又は不在者投票管理者が前二項の規定による交付金をもつて実施すべき国

規定によつて算出した参議院議員選挙の執行に要する経費の額の、それぞれ二分の一に相当する額以内の額に同條第九項並びに第十三條の二第一項及び第二項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とする。

（再選挙等の経費）

第十七條 国会議員の再選挙及び補欠選挙並びに国民審査の再審査の執行に要する経費の額は、第四條から第九條まで、第十一條及び第十三條の三から第十五條までの規定によつて算出した経費の額と第十三條（第九項を除く。）の規定によつて算出した経費の額の三分の二に相当する額以内の額との合計額に同條第九項並びに第十三條の二第一項及び第二項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とする。

第十八條 総務大臣は、第四條から前条までの規定によつて算出した各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の区域内にある市区町村の選挙管理委員会において要する経費並びに不在者投票管理者において要する経費で予算をもつて定められたものを都道府県に交付し、都道府県は、当該都道府県の区域内にある市町村及び不在者投票管理者において要する経費として交付を受けた額を市町村及び不在者投票管理者に交付するものとする。

第十九條 災害又は避けることのできない事故の発生、感染症のまん延その他特別の事情によつて前項に規定する交付額をもつて国会議員の選挙等を執行することができない都道府県又は市町村に対しては、総務大臣は、同項の交付額の百分の五以内の額（総務大臣と財務大臣との協議が調つた場合には、百分の五を超える額）で別に予算をもつて定められたものの範囲内において、必要な経費を追加して交付することができる。

20 都道府県、市町村又は不在者投票管理者が前二項の規定による交付金をもつて実施すべき国

規定によつて算出した参議院議員選挙の執行に要する経費の額の、それぞれ二分の一に相当する額以内の額に同條第九項並びに第十三條の二第一項及び第二項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とする。

（再選挙等の経費）

第十七條 国会議員の再選挙及び補欠選挙並びに国民審査の再審査の執行に要する経費の額は、第四條から第九條まで、第十一條及び第十三條の三から第十五條までの規定によつて算出した経費の額と第十三條（第九項を除く。）の規定によつて算出した経費の額の三分の二に相当する額以内の額との合計額に同條第九項並びに第十三條の二第一項及び第二項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とする。

第十八條 総務大臣は、第四條から前条までの規定によつて算出した各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の区域内にある市区町村の選挙管理委員会において要する経費並びに不在者投票管理者において要する経費で予算をもつて定められたものを都道府県に交付し、都道府県は、当該都道府県の区域内にある市町村及び不在者投票管理者において要する経費として交付を受けた額を市町村及び不在者投票管理者に交付するものとする。

第十九條 災害又は避けることのできない事故の発生、感染症のまん延その他特別の事情によつて前項に規定する交付額をもつて国会議員の選挙等を執行することができない都道府県又は市町村に対しては、総務大臣は、同項の交付額の百分の五以内の額（総務大臣と財務大臣との協議が調つた場合には、百分の五を超える額）で別に予算をもつて定められたものの範囲内において、必要な経費を追加して交付することができる。

20 都道府県、市町村又は不在者投票管理者が前二項の規定による交付金をもつて実施すべき国

会議員の選挙等の事務の一部を実施することを要しなくなった場合には、総務大臣は、既に交付した交付金のうちその事務の実施に要する経費に相当する額の全部又は一部を還付させることができる。

(投票区又は開票区の設置の基準)

第十九条 市区町村の選挙管理委員会が市区町村の区域を分けて数投票区を設け、若しくはその数を増加し、又は都道府県の選挙管理委員会が市区町村の区域を分けて開票区を設け、若しくはその数を増加しようとする場合には、総務大臣の定める基準に従つてしなければならない。(選挙人の意義)

第二十条 この法律(第十三条第八項を除く。)における選挙人の数は、公職選挙法第二十二條第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち国会議員の選挙等の期日の直前の日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数及び当該国会議員の選挙等の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数の合計数とする。

2 日本国憲法第九十五条の規定による投票の場合においては、前項中「選挙人名簿に登録されている選挙人の数及び当該国会議員の選挙等の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数の合計数」とあるのは、「選挙人名簿に登録されている選挙人の数」として、同項の規定を適用する。(事務の区分)

第二十一条 第四条第十五項から第十七項まで、第四条の二第三項から第六項まで、第四条の三第四項、第六項及び第七項、第五条第十六項から第十八項まで並びに第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
3 当分の間、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)第十一条第一項に規定する北方地域に本籍を有する者に対する第十三条の三の規定の適用については、同条中「本籍地の市区町村」とあるのは、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)第十一条第一項の規定によ

り法務大臣が指名した者が長である市又は町」とする。

附則 (昭和二十七年七月三十一日法律第二六二号) 抄
この法律は、自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)施行の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第四条から第六項まで、第九条、第十条、第十三条、第十四条、第十七条、第十九条及び第二十条の改正規定並びに附則第三項から第五項までの規定は、昭和二十七年一月一日から適用し、第七条、第八条、第九条の二、第九条の三及び第十二条の改正規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律公布の日の後のはじめて行われる衆議院議員の総選挙から、参議院議員の選挙については同年九月一日から施行する。

附則 (昭和二十八年三月二十四日法律第二二号)
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十九年四月一九日法律第六九号)
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十九年二月八日法律第二〇八号)
この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二百七号)の施行の日から施行する。

附則 (昭和三十年一月二八日法律第四号) 抄
この法律は、昭和三十年三月一日から施行する。但し、衆議院議員の選挙に関しては、同日前に総選挙の公示がなされたときは、第二条の規定は当該総選挙の公示の日から、第四条及び附則第五項の規定は当該総選挙から施行する。

附則 (昭和三十一年五月二四日法律第一一七号) 抄
この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第八号)の施行の日から施行する。

附則 (昭和三十三年三月一五日法律第九号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年三月一五日法律第九号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年三月一五日法律第九号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年三月一五日法律第九号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年三月一五日法律第九号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第四十七号)の施行の日から施行する。

附則 (昭和三十三年三月二七日法律第七号)
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年六月一日法律第一五四号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年四月一五日法律第六二号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年四月一五日法律第六二号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年四月一五日法律第六二号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年四月一五日法律第六二号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年四月一五日法律第六二号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年四月一五日法律第六二号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年四月一五日法律第六二号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年四月一五日法律第六二号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年四月一五日法律第六二号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年四月一五日法律第六二号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

加える改正規定並びに第十二条の改正規定中衆議院議員の選挙に係る部分並びに第十五条第一項の改正規定は、公職選挙法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第四十七号)の公布の日から起算して三月を経過した日から施行し、第六条第二項並びに第十七条第二項及び第三項の改正規定並びに第三条、第六条第三項及び第八条の改正規定、第八条の次に一条を加える改正規定、第十条の次に一条を加える改正規定並びに第十二条並びに第十三条第一項及び第二項の改正規定中参議院議員の選挙に係る部分は、この法律の公布の日以後はじめて行なわれる通常選挙から施行する。

附則 (昭和三十三年七月二日法律第一三三三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年七月二日法律第一三三三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年七月二日法律第一三三三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年七月二日法律第一三三三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年七月二日法律第一三三三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年七月二日法律第一三三三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年七月二日法律第一三三三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年七月二日法律第一三三三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年七月二日法律第一三三三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年七月二日法律第一三三三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年七月二日法律第一三三三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年七月二日法律第一三三三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

1 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四十六年三月二十六日法律第六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則 (昭和四十九年四月一五日法律第二六号)

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行の際既にその期日を公示し又は告示してある国会議員の選挙等については、なお従前の例による。

附則 (昭和四十九年六月三日法律第七二号) 抄

1 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十九条、第二百五十五条及び第二百六十三条の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五〇年七月一五日法律第六三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)第三十四条第四項、第九十二条、第九十七条、第九十九条、第三百二十九条、第四百一条第三項及び第四項、第四百二十二条(第九項を除く。)、第四百四十三条第三項、第四百四十八条第二項、第四百四十九条第二項、第四百七十七條、第四百九十七條の二第一項及び第二項、第五百一条の十四第一項及び第三項、第二百一条の十五、第二百十條、第二百一十一條、第二百一十七條、第二百十九條、第二百二十條第二項、第二百五十一條の四、第二百五十四條の二並びに第二百六十三條第五號の四、第六號、第六號の二及び第十三號並びにこの法律による改正後の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条第一項、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)第三条及び第十一條並びに農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八

十八号)第十一條の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後その選挙の期日を公示され又は告示された選挙について適用し、施行日の前日までにその選挙の期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則 (昭和五二年六月一日法律第六一号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行の際既にその期日を公示し又は告示してある国会議員の選挙等については、なお従前の例による。

附則 (昭和五五年四月一日法律第二五号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行の際既にその期日を公示し又は告示してある国会議員の選挙等の執行経費の基準については、なお従前の例による。

附則 (昭和五七年八月二四日法律第八一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律による改正後の公職選挙法及び国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の規定は、施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日以後にその期日が公示され、又は告示される選挙(次項に規定する再選挙及び補欠選挙を除く。)について、適用する。
3 その期日の公示又は告示の日が前項に規定する日である選挙並びに当該選挙に係る再選挙及び補欠選挙については、この法律による改正前の公職選挙法及び国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定は、なおその効力を有する。この場合において、その期日の告示の日が同項に規定する日以後である再選挙及び補欠選挙についてこの法律による改正前の公職選挙法第九十二条の規定を適用するときは、同条中「百万円」とあるのは「二百万円」と、「二百万円」とあるのは「四百万円」と、「二十万円」とあるのは「四十万円」と、「十五万円」とあるのは「三十万円」と、「十万円」とあるのは「二十万円」と、「二十五万円」とあるのは「五十万円」と、「十二万円」とあるのは「二十四万円」とする。

附則 (昭和五八年三月二五日法律第四号)

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、この法律の施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日(以下「公示日」という。)以後にその期日を公示され又は告示される国会議員の選挙(その期日の公示又は告示の日が公示日前である国会議員の選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。)並びにこの法律の施行後その期日を告示される最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用する。
3 この法律の施行後公示日の前日までにその期日を公示され又は告示される国会議員の選挙並びに公示日前にその期日を公示され又は告示される国会議員の選挙に係る再選挙及び補欠選挙(公示日以後にその期日を告示されるものに限る。)について公職選挙法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第八十一号)附則第一条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定を適用する場合における同法第四条第一項から第三項まで及び第六項、第五条第一項から第四項まで及び第七項、第八条、第九條第一項及び第二項、第十條第一項及び第二項、第十三條第一項から第三項まで、第十三條の二第一項、第十四條第一項、第十五條第一項並びに第十七條第二項及び第三項の規定は、これらの規定にかかわらず、当該国会議員の選挙の執行経費の基準について定める新法第四条第一項から第三項まで及び第六項、第五條第一項から第四項まで及び第七項、第六條第一項及び第二項、第七條第一項、第八條、第八條の二、第九條第一項及び第二項、第十條第一項及び第二項、第十三條第一項から第三項まで、第十三條の二第一項、第十四條第一項、第十五條第一項並びに第十七條第二項の規定の例による。この場合において、新法第六條第一項の表及び第二項の表中「参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会」とあるのは「参議院地方選出議員選挙会及び参議院全国選出議員選挙分会」と、新法第七條第一項の表中「参議院選挙区選出議員選挙」とあるのは「参議院地方選出議員選挙」と、「参議院比例代表選出議員選

挙」とあるのは「参議院全国選出議員選挙」と、新法第八條第一項中「参議院選挙区選出議員」とあるのは「参議院地方選出議員」と、同条第二項中「参議院比例代表選出議員」とあるのは「参議院全国選出議員」と、同項の表中「九〇」とあるのは「四〇〇」と、「三三」とあるのは「四四二」と、「一六六」とあるのは「四七六」と、「二〇〇」とあるのは「五一〇」と、「三三四」とあるのは「五四四」と、「二六八」とあるのは「五七八」と、「三〇二」とあるのは「六一二」と、新法第八條の二及び第十條中「参議院選挙区選出議員」とあるのは「参議院地方選出議員」と、新法第十四條第一項中「参議院比例代表選出議員選挙」とあるのは「参議院全国選出議員選挙」と、新法第十五條第一項及び第十七條第二項中「参議院選挙区選出議員」とあるのは「参議院地方選出議員」と、「参議院比例代表選出議員」とあるのは「参議院全国選出議員」とする。
4 この法律の施行前にその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。
附則 (昭和五八年一月二九日法律第六六号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の適用区分等)
第九条 前条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「新基準法」という。)の規定は、衆議院議員及び参議院議員の選挙(昭和五十八年六月三日前にその期日を公示され又は告示された選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。)については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙から、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については施行日以後その期日を告示される最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票から適用する。
2 昭和五十八年六月三日前にその期日を公示され又は告示された衆議院議員又は参議院議員の選挙に係る再選挙及び補欠選挙(施行日前にその期日を告示されたものを除く。)について公職選挙法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第八十一号)附則第一条第三項の規定によ

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定（第四十二条（選挙人名簿の登録と投票）を「第四十二条（選挙人名簿又は在外選挙人名簿の登録と投票）」に、「第四十九条（不在者投票）」を「第四十九条（不在者投票）」に、「第二百六十九条の二（在外投票）」に、「第二百六十九条（指定都市に対する本法の適用関係）」を「第二百六十九条（指定都市に対する本法の適用関係）」に、「第二百六十九條の二（選挙に関する期日）の国外における取扱い」に、「第二百七十條の二（不在者投票の時間）」を「第二百七十條の二（不在者投票等の時間）」に、「第二百七十一條の四（再立候補の場合の特例）」を「第二百七十一條の四（再立候補の場合の特例）」に、「第二百七十一條の五（在外投票を行わせることができる場合の取扱い）」に改める部分に限る。）、「第四章の次に一章を加える改正規定」（第三十條の六第二項に係る部分に限る。）、第四十二條及び第四十九條の改正規定同條の次に一條を加える改正規定、第五十五條、第五十六條、第九十四條第一項、第九十五條及び第九十七條の改正規定、第九十六條中第九十五條の次に一條を加える改正規定（第九十五條の二第二項から第四項までに係る部分及び第九十五條の三（第九百二十七條、第九百二十八條第一項、第九百二十九條、第九百三十二條、第九百三十七條、第九百三十七條の二及び第九百三十八條に係る部分に限る。）、に係る部分に限る。）、第九十三條第四號の次に二號を加える改正規定（第四號の三に係る部分に限る。）、第九百六十九條の次に一條を加える改正規定、第九百七十條の一項を加える改正規定（第四十九條の二第二項の規定による投票に係る部分に限る。）、第九百七十條の二の改正規定、第九百七十一條の四の次に一條を加える改正規定並びに附則に三項を加える改正規定（附則第八項（第三十條の三第二項に係る部分を除く。）、に係る部分に限る。）並びに附則第七條中漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七號）第九十四條の改正規定（並びに第九百五十二條の三）を「第二百五十二條の三、第二百五十五條の二並びに第二百五十五條の三」に改める部分及び「第二百七十條本文」を「第二百七十條第一項本文」に改める部分

を除く。）、附則第八條中国會議員の選挙等の執行經費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九號）第十三條第八項及び第九項並びに第二十條の改正規定並びに同法附則に二項を加える改正規定（同法附則第四項（同法第十七條第一項に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）並びに附則第九條中農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八號）第十一條の改正規定（第四十六條の二の下に、「第四十九條の二」を加える部分及び「不在者投票の時間」を「不在者投票等の時間」に改める部分に限る。）は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の規定（新法第四十一條第三項、第四章の二、第六十條（第二百四十七條及び第二百五十五條の二第二項から第四項までの規定並びに第二百五十五條の三の規定中第二百二十七條、第二百二十八條第一項、第二百二十九條、第二百三十二條、第二百三十七條、第二百三十七條の二及び第二百三十八條に係る部分を除く。）、第二百六十三條第四號の二、第二百六十九條の二、第九百七十條第一項及び同條第二項（第四十九條の二第二項の規定による投票に係る部分を除く。）並びに新法附則第三項及び第六項から第八項までの規定を除く。）及びこの法律による改正後の國會議員の選挙等の執行經費の基準に関する法律の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の施行の日又は同条ただし書に規定する規定の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙（公示日前にその期日を公示され又は告示された選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。）に適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙並びに当該選挙に係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

附則（平成二十一年七月一六日法律第八十七號）抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十條の次に五條、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十條の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）、第四十條中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四條の規定（農業改良助長法第十四條の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六條第八條及び第七條の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第九十五條第四項から第六項まで、第九十六條、第九十七條、第九十八條、第九十九條並びに第二百二十二條の規定 公布の日

(国等の事務)

第百五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一條において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三條において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し

報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十二條 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十條 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについ

ては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるように、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二十二年八月三十一日法律第一二二号）抄

第一条（施行期日）この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第四十九条に一項を加える改正規定、第二百五十五条に一項を加える改正規定並びに第二百六十三條第四号、第二百六十九條の二、第二百七十条第二項及び第二百七十条の二の改正規定並びに次条第二項、附則第四条中漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項の表以外部分の改正規定、附則第六条及び附則第七條中農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条の表以外の部分の改正規定（「第四十六条の二」の下に「、第四十九条第三項」を、「第二百五十二条の三」の下に「、第二百五十五条第三項」を加える部分に限る。）は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十二年二月二二日法律第一六〇号）抄

第一条（施行期日）この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五十五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則（平成二十二年一月一日法律第一八八号）抄

第一条（施行期日）この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成二十三年六月一三日法律第四五号）

第一条（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。

第二条（適用区分）

この法律による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「新法」という。）第四条第一項から第六項まで、第五条第一項から第十二項まで、第六条第一項及び第二項、第七條第一項、第八條第一項から第三項まで及び第五項、第八條の二、第九條第一項及び第二項、第十三條第一項から第三項まで、第十四條第一項、第十五條第一項並びに第十七條第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

2 施行日から施行日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の前日までの間にその期日を告示される参議院議員の選挙（以下「通常選挙前の参議院議員の選挙」という。）については、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第一百八号）附則第二条第一項の規定にかかわらず、新法第八条第四項及び第六項の規定を適用する。（通常選挙前の参議院議員の選挙に係る特例）

第三条 通常選挙前の参議院議員の選挙については、新法第五条第七項の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票区 の選挙人 の数	市区		市		町村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日
千人未満	円 二二二 三三三	円 三三三 四四四	円 三三三 四四四	円 四四四 五五五	円 二二二 三三三	円 三三三 四四四
千人以上 二千人未満	円 三三三 四四四	円 四四四 五五五	円 四四四 五五五	円 五五五 六六六	円 三三三 四四四	円 四四四 五五五

二千人以上
三千人未満

三千人以上
五千人未満

五千人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

二千人以上
三千人未満

三千人以上
五千人未満

五千人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

一万人以上
一万人未満

3 通常選挙前の参議院議員の選挙については、新法第五条第九項の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票区 の選挙人 の数	市区		市		町村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日
千人未満	円 二二二 三三三	円 三三三 四四四	円 三三三 四四四	円 四四四 五五五	円 二二二 三三三	円 三三三 四四四
千人以上 二千人未満	円 三三三 四四四	円 四四四 五五五	円 四四四 五五五	円 五五五 六六六	円 三三三 四四四	円 四四四 五五五
二千人以上 三千人未満	円 四四四 五五五	円 五五五 六六六	円 五五五 六六六	円 六六六 七七七	円 四四四 五五五	円 五五五 六六六
三千人以上 五千人未満	円 五五五 六六六	円 六六六 七七七	円 六六六 七七七	円 七七七 八八八	円 五五五 六六六	円 六六六 七七七

る。) 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(適用区分)
第二条 この法律による改正後の公職選挙法の規定、次の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号)の規定、附則第四条の規定による改正後の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の規定、附則第五条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の規定及び附則第六条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示された選挙又は審査について適用し、この法律の施行の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに次条第三項から第五項まで並びに附則第四条から第七号まで及び第九号の規定は、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の施行の日から施行する。

(適用区分)

第二条 第一条の規定による改正後の公職選挙法

(適用区分)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の公職選挙法の規定(同法別表第一の規定を除く。)、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号)の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法の規定、附則第六条の規定(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第十三条第九項の改正規定及び同法附則第四項の改正規定(「第四十九条の二第二項若しくは第三項」を「第四十九条の二第二項第一号」に改める部分に限る。))を除く。による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定、附則第七条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律の規定及び附則第九条の規定による改正後の地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第百四十七号)の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

(適用区分)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

4 第二条の規定による改正後の公職選挙法の規定(同法別表第一の規定を除く。))及び附則第六条の規定(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第十三条第九項の改正規定及び同法附則第四項の改正規定(「第四十九条の二第二項若しくは第三項」を「第四十九条の二第二項第一号」に改める部分に限る。))による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員又は参議院議員の選挙(平成十一年六月二十五日にその期日を公示された参議院議員の通常選挙に係る再選挙及び補充選挙を除く。))について適用し、同号に掲げる規定の施行の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員又は参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一項及び第八條の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日（以下この条において「一部施行日」という。）の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は一部施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下この項及び第五項において「公示日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、公示日の前日までその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

（検討）

第九条 期日前投票所の開閉時間については、この法律の施行後における期日前投票の実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて、期日前投票所を開く時刻の繰上げその他の必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成二八年四月一三日法律第二五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二八年五月二七日法律第四九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第四条、第六条及び第七條の規定は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十八号）の公布の日から起算して一月を経過した日（附則第三条及び第四条において「一部施行日」という。）から施行する。

附則（平成二八年一月二日法律第九四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第二条の規定並びに附則第六条中国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭

和二十五年法律第七十九号）第十三條の三の改正規定、附則第八條中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十七條の二の改正規定並びに附則第九條、第十條及び第十三條の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成二九年六月一六日法律第五八号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則（令和元年五月一五日法律第一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに次条第三項並びに附則第四条及び第五条の規定は、平成三十一年六月一日から施行する。

（適用区分）

第二条 第一条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下この項及び次項において「新基準法」という。）の規定（新基準法第十三條の三の規定を除く。）及び次条の規定による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）の項の規定は、この法律の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

2 新基準法第十三條の三の規定は、公職選挙法第三十條の三第一項に規定する申請の時の属する日（以下この項において「申請の日」という。）が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請について適用し、申請の日が施行日の前日以前である在外選挙人名簿の登録の申請については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定、第三条の規定による改正後の公職選挙法の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三十六

号）第二十五條第三項及び第四項の規定並びに附則第五條の規定による改正後の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四條（漁業法第九十九條第五項において準用する場合に限る。）の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第九十五条の規定による投票又は漁業法第九十九條第三項の規定による解職の投票について適用し、前条ただし書に規定する規定の施行日の前日までその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第九十五条の規定による投票又は同項の規定による解職の投票については、なお従前の例による。

附則（令和四年四月六日法律第一六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第二条 第一条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下この項及び次項において「新基準法」という。）の規定（新基準法第十三條の三の規定を除く。）は、この法律の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

2 新基準法第十三條の三の規定は、公職選挙法第三十條の三第一項に規定する申請の時の属する日（同法第三十條の三第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転の申請（以下この項において「在外選挙人名簿への登録の移転の申請」という。）にあっては、同法第三十條の五第四項の規定による申請の日。以下この項において「申請の日」という。）が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請又は在外選挙人名簿への登録の移転の申請について適用し、申請の日が施行日の前日以前である在外選挙人名簿の登録の申請又は在外選挙人名簿への登録の移転の申請については、なお従前の例による。

附則（令和四年一月一八日法律第八六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（適用区分）

第二条 次条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）第二十條の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。